所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告　岸和田

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年１１月５日

大阪法務局岸和田支局

登記官　山谷　眞徳

記

１　手続番号　第１２０２－２０２５－００７８号

２　表題部所有者不明土地に係る所在事項

大阪府岸和田市上野町３１７番